⑸　Time-limit for the submission of tenders : 3 : 00 P.M. 16 January 2014

⑹　Contact point for tender documentation : Budget・Contract Team, Facilities Planning Group, Facilities Department, The University of Tokyo, 5―24―5 Hongo Bunkyo-ku Tokyo 113―0033 Japan, TEL 03―5841―2209

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年12月2日

九州旅客鉄道株式会社

契約責任者　事業開発本部長　渡邊晴一朗

◎調達機関番号　106　◎所在地番号　40

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事件名　新博多ビル（仮称）新築工事

⑶　工事場所　福岡県福岡市博多区博多駅中央街９番他（地番）

⑷　工事概要　地上／鉄骨造、地下／鉄骨鉄筋コンクリート造、地上12階地下４階建、延床面積約44,600㎡、敷地面積約3,350㎡　詳細については、別冊図面、仕様書、施工条件書等（以下合せて「仕様書等」という。）のとおり。

なお、既存建物の地下部分の解体工事も本工事とする。詳細については、仕様書等のとおり。

⑸　工期　平成28年４月30日まで

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約23,100㎥、鉄骨約8,800ｔ（本体鉄骨＋付帯鉄骨）、鉄筋約2,500ｔ、板ガラス約8,500㎡

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑼　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認により、本工事の仕様書等及び手続に変更が生じる可能性がある。

2　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される単体参加者または特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人の審判を受けた者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の経営事項審査結果通知で、競争参加申請時における最新の建築一式の総合評点が、1,200点以上であること。

⑸　反社会的勢力と認められる者でないこと。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標榜ゴロ等をいう。

⑹　単体参加者及び共同企業体の代表者は、平成10年以降に元請として完成、引渡しが完了した次の基準を満たす工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。なお、九州旅客鉄道株式会社及び日本郵便株式会社（以下「当社」という。）が認める外国での施工実績を含む。

①　延床面積が23,000㎡以上の建物

②　地下１階以上で、主要構造部が、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、または鉄筋コンクリート造の建物

③　事務所及び店舗等からなる複合用途ビル

④　地上11階以上かつ建築基準法上の最高の高さが45m以上の高層の建物

⑺　単体参加者及び共同企業体の代表者は、次の基準を満たす現場代理人及び専任の監理技術者を当該工事に配置できること。なお、現場代理人及び監理技術者の兼務は認めるものとする。

①　現場代理人　平成10年以降に市街地で元請として完成・引渡しが完了した事務所及び店舗等からなる複合用途ビルの新築工事の現場代理人としての経験を有する者であること。

②　監理技術者　平成10年以降に元請として完成・引渡しが完了した上記⑹①～④に定める工事において、監理技術者、主任技術者またはそれと実質的に同等以上の技術者として工事現場での施工経験が１年以上あり、１級建築士または１級建築施工管理技士の資格を有する者であり、監理技術者資格証を有する者であること。また、契約締結日の翌日から起算して原則７日以内に、本工事に専任で配置できること。

⑻　本工事にかかる設計業務の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）

⑼　この官報公告の日から開札の時までのいずれの時点においても、当社から発注停止を受けていない者であること。

⑽　当社との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。

⑾　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）または競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに共同企業体競争参加願書、委任状、共同企業体協定書（以下「協定書等」という。）に虚偽の事実を記載した者であると認められる者でないこと。

⑿　申請書、資料及び協定書等の提出期限の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。

⒀　⑿に定める期間中に特に支障となる不祥事をおこしている者でないこと。

⒁　共同企業体の場合は次の基準で構成すること。

①　構成員の数は、２ないし３者とする。出資比率は、２者の場合30%以上、３者の場合は20%以上であること。また、共同企業体の結成方式は自主結成とし、甲型とする。

②　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

④　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係または人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⒂　工事の品質管理に係わる施工計画及び工事全般の施工計画が不適切でないこと。

3　入札時ＶＥ提案に関する事項　契約責任者から入札参加資格があると通知を受けた入札参加者はあらかじめＶＥ提案を提出し、当社が入札参加者ごとに認めたＶＥを応札価格に反映することができる。

⑴　ＶＥ提案の定義　入札参加者が入札時ＶＥ提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の機能、性能等の低下を伴わないものとする。

⑵　ＶＥ提案の範囲　以下の提案は、入札時ＶＥ提案の範囲に含めないものとする。

①　工法、仕様変更で減額となるが、工期は延長となるもの。

②　指定仮設以外の仮設に関するもの。

③　関連工事に大きく影響を与える提案及び請負代金額が関連工事を含め低減にならないもの。

④　全体計画（平面計画、設備の主要システム、デザイン計画、構造クライテリア等）が大きく変わるもの。

⑤　機能、性能及び品質が低下すると予想されるもの。

⑥　ライフサイクルコストが増大すると予想されるもの。

⑦　本入札公告「４　総合評価に関する事項」における技術提案が成立しないもの。

⑧　その他、入札時ＶＥ提案の定義に著しく相違するもの。

4　総合評価に関する事項　契約責任者から入札参加資格があると通知を受けた入札参加者は、総合評価落札方式に基づき技術提案を提出する。

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、次のとおりとする。

①　施工計画及び品質管理に関する提案　以下内容について評価する。

ア　敷地条件の把握と具体的な施工計画

イ　適正な品質管理について

②　工程計画、管理に関する提案　以下内容について評価する。

ア　工程条件の把握と具体的な工程計画

イ　適正な工程管理について